

「令和 7 年度高齢者 e スポーツ体験会開催事業」仕様書

1 目 的

高齢者の社会参加を促進し、ひいては介護・認知症予防を図るため、高齢者を対象とした e スポーツ体験会を開催する。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 本事業における開催場所

- ・ 石川県内市町の通いの場[※]等 ※高齢者等が公民館等に集まり、体操や学習会等の活動を行う場
(かほく市 [1 回]、野々市市 [4 回]、津幡町 [3 回] の予定)
- ・ 被災市町の仮設住宅団地における集会所等
(七尾市 [2 回]、輪島市 [4 回] の予定)

4 委託業務の内容

(1) e スポーツ体験会の開催

①概 要

ア e スポーツ体験会 (通いの場等) 8 回 (予定)

通いの場等において、高齢者を対象とした e スポーツ体験会および世代間交流会 (地域住民や子ども等) を開催する。

イ e スポーツ交流会 (被災市町) 6 回 (予定)

被災市町の仮設住宅団地の集会所等を会場に、入居高齢者等を対象にした e スポーツによる交流会イベントを開催する。

②期 間

令和 7 年 7 月下旬から令和 8 年 2 月 2 7 日 (金) まで

ただし、期間内の体験会開催が感染症や自然災害等によって中止等となった場合は、令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) までとする。

具体的実施日程については、県や実施市町等と調整の上、決定する。

③時 間

- ・ e スポーツ体験会 (通いの場等)、e スポーツ交流会 (被災市町) のいずれも
時間数は各回 1 時間～1 時間 30 分程度 (実施市町や実施内容によって変動する予定)
- ・ e スポーツ体験会 (通いの場等) の期間中は、e スポーツ機器 (ゲーム機本体、
ゲームソフト及び専用コントローラー等) 1 セット以上を、必要に応じて通いの
場等において自由に利用できるようにすること

④ 具体の業務内容

ア 会場設営・運営・撤収

- ・ 備品の搬入、会場で借用する机や椅子等を含んだ設営
- ・ 参加者の受付、名簿の管理
- ・ 体験会の進行、管理
- ・ 参加者へのゲーム内容やeスポーツ機器の機能・操作方法等の説明
- ・ 参加者へのアンケート調査の実施（アンケート用紙は県において準備予定）
- ・ 体験会終了後の設置備品等の片付け、撤収

イ 体験会開催に必要な備品の購入・管理及び申請手続き

- ・ eスポーツ機器（ゲーム機本体、ゲームソフト及び専用コントローラー等）の購入・管理（市町ごとに本体は2セット以上、ゲームソフトは1～3種類、専用コントローラーは2人以上分を想定）

具体のゲーム内容については、実施市町等とも調整の上、決定する。

- ・ オンラインで実施する場合のWi-Fi等ネットワーク環境の準備
- ・ 体験会開催にあたり必要となる手続き（メーカー許諾等）

ウ 危機管理

- ・ イベント保険への加入
- ・ 感染症対策（体温測定、手指消毒）

エ その他、体験会開催に必要な業務（県や実施市町等との打合せ等）

⑤ 備 考

通いの場等との日程調整や会場選定、世代間交流に係る交流先の選定については、県及び実施市町において実施する。

（2）市町担当者向け報告会への協力

令和8年3月頃に、県主催で本事業の実施結果に係る市町担当者向けの報告会を開催予定であるので、県からの求めに応じて、資料作成や発表等に協力すること。

（3）成果品の提出

① 内 容

- ・ 実施内容と結果についてまとめた報告書を、エクセル、ワード、又はパワーポイントで作成し、データ及び紙で提出すること。
- ・ 内容については、案を作成後、県と調整を行うこと。

② 提出期限

令和8年3月31日（火）

5 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

6 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に県に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

7 その他

- ・業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ・本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、石川県に帰属するものとする。また、成果品は、石川県が作成するホームページや印刷物等に使用できるものとする。
- ・業務の遂行にあたっては、県と連絡を密に行い、仕様書に記載のない事項については、県と協議を行った上で対応すること。